

議案第四十号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

令和五年六月二日

港区教育委員会

令和5年6月2日
教育委員会議案資料 No. 1

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例（案）

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（使用の不承認）

第二条の二 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 二 営利を目的として使用するとき。
 - 三 管理上支障があると認めるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、委員会が特に不相当と認めるとき。
- 別表(一)の部（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

(一) 講堂等

施設区分	休日		平日	
	午前（午前九時から正午まで）	午後（正午から午後三時まで）	午後（午後三時から午後六時まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）
講堂・体育館・柔剣道場	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円

教室（一 教室につ き	校庭	テニスコ ート（一 面にっ つき）
二四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
二四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
二四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
二四〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一六〇円	七〇〇円	六〇〇円
一六〇円	七〇〇円	六〇〇円

別表(一)の部備考1を次のように改める。

1 この表において「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）第三条の二第一項に規定する休業日をいい、「平日」は休日以外の日をいう。

別表(一)の部備考に次のように加える。

4 教育委員会規則で定める片面使用が可能な体育館の片面使用をする場合の使用料は、この表に定める額の二分の一の額とする。

5 夜間口の区分による使用は、小学校の施設及び設備の使用に限る。

付 則

1 この条例は、令和五年十二月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

令和5年6月2日

教育委員会議案資料 No. 1-2

港区立学校施設等使用条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第二条の二 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。二 営利を目的として使用するとき。三 管理上支障があると認めるとき。四 前三号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に不相当と認めるとき。 <p>(中略)</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>(一) 講堂等</p>	<p>(前略)</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表(第三条関係)</p> <p>(一) 講堂等</p>

つき)	面に	(一)	ト	スコ	テニ	校庭	き)	につ	教室	(一)	教室	場	剣道	・柔	育館	・体	講堂	施設			区分
																		午前(午後I)	午後II	夜間I	
				〇円	一、〇〇〇円	〇円					二四〇円				〇円	一、七〇〇円		で)	午前九時から正午まで	休日	
				〇円	一、〇〇〇円	〇円					二四〇円				〇円	一、七〇〇円		まで)	正午から午後三時		
				〇円	一、〇〇〇円	〇円					二四〇円				〇円	一、七〇〇円		六時まで)	午後三時から午後六時		
				〇円	一、〇〇〇円	〇円					二四〇円				〇円	一、七〇〇円		九時まで)	午後六時から午後九時		
				六〇〇円	六〇〇円	七〇〇円					一六〇円				〇円	一、一〇〇円		七時まで)	午後五時から午後七時	平日	
				六〇〇円	六〇〇円	七〇〇円					一六〇円				〇円	一、一〇〇円		九時まで)	午後七時から午後九時		

校庭	施設区分	午前	午後	夜間
一、〇〇〇円	講堂・体育館	一、七〇〇円	二、九〇〇円	三、六〇〇円
	教室(一教室につき)	二四〇円	五〇〇円	六〇〇円
一、二〇〇円				
一、二〇〇円				

備考

1 | この表において「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及
び港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育
委員会規則第九号）第三条の二第一項に規定する休業日をいい、
「平日」とは休日以外の日をいう。

2・3 | (略)

4 | 教育委員会規則で定める半面使用が可能な体育館の半面使用
をする場合の使用料は、この表に定める額の二分の一の額とす
る。

5 | 夜間Ⅱの区分による使用は、小学校の施設及び設備の使用に
限る。

(二) | (略)

付則

1 | この条例は、令和五年十二月一日から施行する。

2 | この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例別表の規定は、
この条例の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分
については、なお従前の例による。

備考

1 | 午前とは、午前九時から正午までを、午後とは、午後一時
から午後五時までを、夜間とは、午後五時から午後九時まで
をいう。

2・3 | (略)

(二) | (略)

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

審議内容

学校施設開放事業において、開放時間、開放方法等の見直しに伴う使用料の改定とともに、**公の秩序等を害するような使用等を防ぐ**、「使用の不承認」の規定を新たに追加するため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正します。

1 改正理由

学校施設開放事業において、開放時間、開放方法等の見直しに伴う使用料の改定とともに、**公の秩序等を害するような使用等を防ぐ**、「使用の不承認」の規定を新たに追加するため、港区立学校施設等使用条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 別表（第3条関係）に規定されている使用料の改定

新たに柔剣道場及びテニスコートを施設区分に含めるとともに、開放時間の見直しにより、使用料を改定します。なお、算出方法については、別紙のとおりとします。

種別	休 日				平 日	
	午前（午前9時から正午まで）	午後Ⅰ（正午から午後3時まで）	午後Ⅱ（午後3時から午後6時まで）	夜間Ⅰ（午後6時から午後9時まで）	夜間Ⅱ（午後5時から午後7時まで）	夜間Ⅲ（午後7時から午後9時まで）
講堂・ 体育館・ 柔剣道場	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円
教室（1 教室につ き）	240円	240円	240円	240円	160円	160円
校庭	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	700円	700円
テニスコ ート（1 面につき）	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	600円	600円

※ この表において「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び港区立学校の管理運営に関する規則第3条の2第1項に規定する休業日をいい、「平日」とは休日以外の日をいいます。

※ 夜間Ⅱの区分による使用は、小学校の学校施設等の使用に限ります。

※ 照明設備の使用が可能な校庭及びテニスコートにおいて照明を使用する場合は、
条例に定める使用料以外に、設備の使用料が発生します。

(2) 片面使用の場合の使用料の設定

片面使用が可能な体育館の片面を使用する場合の使用料は、別表（第3条関係）に定める額の2分の1の額とします。

なお、上記片面使用が可能な体育館については、港区立学校施設等使用条例施行規則に規定します。当該規則の改正については、港区立学校施設等使用条例の一部改正議決後の教育委員会にて審議いただく予定です。

(3) 第2条の2「使用の不承認」を追加

今回の見直しに合わせ、使用の申込みがあったときの不承認の事由を明記するため、第2条の2に新たに追加します。

3 施行期日

令和5年12月1日

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年	6月中旬	令和5年第2回定例会（港区立学校施設等使用条例の一部改正）
	7月	教育委員会へ審議（港区立学校施設等使用条例施行規則及び港区立学校施設の開放に関する規則の一部改正） 学校への説明
	8月～	使用団体等への説明
	9月1日	広報みなとへの掲載
	10月	施設予約システムによる受付開始（令和5年12月使用分）

港区立学校施設等使用条例の使用料の算出方法について

1 「3時間枠」の使用料について

現行の午後と夜間の「4時間枠」は、午後と夜間で使用料に差を設けていましたが、スポーツ施設（スポーツセンター及び運動場等）においては、終日、どの時間帯においても同一金額としていることから、今回の改定において、「3時間枠」の使用料は、終日、同一金額とし、これまでの午前「3時間枠」の使用料と同額とします。

2 「2時間枠」の使用料算出について

今回の改定では、「現行の3時間枠（午前）」の使用料を基に、1時間単価を算出した上で、時間数を乗じた金額を新たな使用料として設定します。

なお、教室、校庭及びテニスコートについても同様の算出方法とします。

【講堂・体育館の使用料算出】

$$1,700円 \div 3時間 \div @566円(1時間あたり)$$

$$2時間: 566円 \times 2時間 = 1,132円 \quad 1,100円(49捨50入)$$

3 半面使用にかかる使用料算定について

防球ネットにより安全に「半面使用」ができる体育館については、既に半面使用時の料金を規定している港区スポーツセンターのメインアリーナ、多目的室等と同様に、該当使用料の2分の1の金額を新たな使用料として設定します。

4 テニスコート及び柔剣道場の使用料算出について

(1) テニスコート

学校施設開放事業におけるテニスコートの使用料は、区立運動場のテニスコートの平均㎡単価（1.21円（※））を基に、テニスコートの開放が可能な中学校の1面の平均面積（約532㎡）及び時間数を乗じた上で、当該テニスコートが区立運動場と比較し、設備（更衣室やシャワー等）が充実していないことから、算出した額の2分の1の金額を新たな使用料として設定します。

※ 年間所要経費を利用可能面積及び年間開館時間で割ることで算出します。

【テニスコートの使用料算出】

$$1.21円 \times 532㎡ \times 1/2 \div 321円(1時間あたり)$$

$$2時間: 321円 \times 2時間 = 642円 \quad 600円(49捨50入)$$

$$3時間: 321円 \times 3時間 = 963円 \quad 1,000円(49捨50入)$$

(2) 柔剣道場

柔剣道場は、講堂・体育館と同様の使用種目、使用実態等であることを踏まえ、講堂・体育館の使用料と同じ料金として設定します。

開放時間枠の見直し内容

【現行の開放時間】

【見直し後の開放時間】

(校庭・体育館・柔剣道場)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～21時 (4時間)	①	④	⑦

※ 「17時～21時」の枠については、学校教育（部活動、放課GO→クラブ等）を優先して貸し出しています。

(テニスコート)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～18時30分		—	—
18時30分～21時 (2.5時間)	①	④	⑦

(小学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	午前 9時～12時 (3時間)	③	⑦
12時～15時		午後Ⅰ 12時～15時 (3時間)	④	⑧
15時～17時		午後Ⅱ 15時～18時 (3時間)	⑤	⑨
夜間Ⅱ 17時～19時 (2時間)	①	夜間Ⅰ 18時～21時 (3時間)	⑥	⑩
夜間Ⅲ 19時～21時 (2時間)	②			

(中学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	午前 9時～12時 (3時間)	②	⑥
12時～15時		午後Ⅰ 12時～15時 (3時間)	③	⑦
15時～19時		午後Ⅱ 15時～18時 (3時間)	④	⑧
夜間Ⅲ 19時～21時 (2時間)	①	夜間Ⅰ 18時～21時 (3時間)	⑤	⑨

港区立学校施設等使用条例の使用料の改定について

現行使用料		
施設区分	使用料	
講堂 体育館	午前（3時間）	1,700円
	午後（4時間）	2,900円
	夜間（4時間）	3,600円
教室	午前（3時間）	240円
	午後（4時間）	500円
	夜間（4時間）	600円
校庭	午前（3時間）	1,000円
	午後（4時間）	1,200円
	夜間（4時間）	1,200円



新使用料			
施設区分	使用料		半面
講堂 体育館 柔剣道場	午前・午後Ⅰ 午後Ⅱ・夜間Ⅰ (3時間)	1,700円	850円
	夜間Ⅱ・夜間Ⅲ (2時間)	1,100円	550円
教室 (1教室につき)	午前・午後Ⅰ 午後Ⅱ・夜間Ⅰ (3時間)	240円	—
	夜間Ⅱ・夜間Ⅲ (2時間)	160円	—
校庭	午前・午後Ⅰ 午後Ⅱ・夜間Ⅰ (3時間)	1,000円	—
	夜間Ⅱ・夜間Ⅲ (2時間)	700円	—
テニスコート (1面につき)	午前・午後Ⅰ 午後Ⅱ・夜間Ⅰ (3時間)	1,000円	—
	夜間Ⅱ・夜間Ⅲ (2時間)	600円	—

※ 校庭及びテニスコートを夜間に使用する際、照明設備を備えた学校（青山中学校、芝浜小学校）については、別途施設使用料（照明料）を徴収しています。（校庭1回1,600円、テニスコート1回200円）